

# 新宿区教育委員会会議録

## 平成20年第3回定例会

平成20年3月3日

新宿区教育委員会

## 平成20年第3回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成20年3月3日(月)

開会 午後 2時05分

閉会 午後 4時45分

場 所 新宿区役所6階第3委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	熊 谷 洋 一	委 員	木 島 富士雄
委 員	白 井 裕 子	教 育 長	金 子 良 江

説明のため出席した者の職氏名

次 長	今 野 隆	中央図書館長	小 柳 俊 彦
教育政策課長	渡 部 優 子	教育指導課長	上 原 一 夫
副 参 事	遠 藤 剛	教育環境整備課長	小 池 勇 士
学校運営課長	菅 波 健	副 参 事	山 田 秀 之
生涯学習振興課長	本 間 正 己	生涯学習財団 担当 課 長	小野寺 孝 次

書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	伊 丹 昌 広
教育政策課管理係	岩 崎 鉄次郎		

## 議事日程

### 議案

- 日程第1 議案第20号 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第2 議案第21号 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第3 議案第22号 新宿区立学校施設の使用に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第4 議案第23号 教育財産の用途変更について
- 日程第5 議案第24号 教育財産の用途変更について
- 日程第6 議案第25号 教育財産の用途廃止について
- 日程第7 議案第26号 教育財産の用途廃止について
- 日程第8 議案第27号 教育財産の用途廃止について
- 日程第9 議案第28号 教育財産の用途廃止について

### 報告

- 1 児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度運用状況報告について（教育指導課長）
- 2 確かな学力の育成に関する意識調査の中間報告について（教育指導課長）
- 3 新宿子どもほっとラインについて（教育指導課長）
- 4 地域協働学校（コミュニティ・スクール）の推進について（教育指導課長）
- 5 牛込地区学校適正配置に関する意見書について（副参事・学校適正配置担当）
- 6 「第二次新宿区子ども読書活動推進計画素案」パブリック・コメント実施結果について（中央図書館長）
- 7 新宿区文化財保護審議会への諮問について（生涯学習振興課長）
- 8 史跡江戸城外堀跡保存管理計画報告書について（生涯学習振興課長）
- 9 その他

開 会

熊谷委員長 ただいまから平成20年新宿区教育委員会第3回定例会を開催いたします。

本日の会議には羽原委員が欠席されておりますが、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、木島委員にお願いをいたします。

議案第20号 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

熊谷委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第20号 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第20号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、御説明させていただきます。

第20号議案、件名は、「新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

これにつきましては、概要をごらんください。概要で説明させていただきます。

教育委員会が区長部局に委任及び補助執行している事務の変更について、このたび区長と協議が調いましたので改正するものでございます。

主な改正内容でございます。

1番が、新宿区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例によりまして、文化に関することは区長が行うことになりました。区民ギャラリーに関することは教育委員会の権限に属する事務ではなくなったために、新宿立立区民ギャラリーの管理に関することを委任事務から削るものでございます。

この職務権限の特例に関する条例は、第4回定例会で条例改正したものでございます。

従来は、環境情報センターについては環境土木部と併設されておりましたので、環境土木部に委任していたものを今回削除したものでございます。

次、2番でございます。

新宿区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例によりまして、上と同じでございますけれども、学校開放事業を含めて一体的な運営を図るために学校施設開放事業としての

施設の使用承認等に関することを地域文化部長に委任するものでございます。使用承認等の  
等でございますけれども、使用に関する承認、取り消し、不承認、制限、停止が含まれるも  
のでございます。

3番でございます。

この組織改正によりまして、児童福祉に関することは子ども家庭部の分掌事務となりまし  
て、子ども家庭部に保育課を置くことになったために、子ども園の保育の実施の申し込み等  
に関することを補助執行させる職員を子ども家庭部保育課の職員に変更するものでございま  
す。

これは、子ども園の保育に欠ける子の申し込み等が保育課になっているためにこの措置を  
するものでございます。保育課の所管が福祉部から子ども家庭部に移ったということござ  
います。

次、4番でございます。

1番からずっと区長の文化に関すること、これは文化財の保護に関することを除くでござ  
いますけれども、これによりまして、文化財に関することも含めて一体的な運営を図るため  
に、新宿区立新宿歴史博物館等の管理運営及び文化財に関することを副区長、地域文化部の  
職員に補助執行させるものでございます。

通常、歴史博物館は区長部局に移管できますけれども、新宿の歴史博物館につきましては、  
登録博物館になっております。普通の博物館と登録博物館、どう違うかということ、中身につ  
いては余りそんなに大きな違いはないんですけども、いわば博物館のステータスと申します  
か、そういうものがやっぱり登録博物館のほうが上ということになってございます。

この場合につきましては、登録博物館の場合につきましては、教育委員会の所管が要件で  
あります。ですから、教育委員会から外せないものですから、したがって歴博の管理運営と  
文化財に関すること含めて補助執行させるというものでございます。

次に、5番でございます。

補助執行事務について、教育長が決定すべき事案の決定は副区長が行うことを定めるもの  
でございます。

今まで教育長が決定したものにつきましては、4月以降については副区長が決定するとい  
うことを定めたものでございます。

次、6番でございます。

補助執行事務について、教育委員会が事案の決定を行うときは、副区長、教育長、教育政

策課長、主管の部長、課長、係長、文書主任に決定関与を行わせることを定めるものでございます。

いわゆる補助執行の場合は、区長部局が決定を受ける文書を作成します。その場合には必ずその教育長と教育政策課長に協議をするというものを定めたものでございます。

施行日が平成20年4月1日でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

熊谷委員長 説明が終わりました。

御質問、御意見ございましたらお願いをいたします。

いかがでしょうか。

現在、今回のこの議案以外で、委任あるいは補助執行しているものについてはおありなんですか。

教育政策課長 補助執行については、4件ございまして、幼稚園教育職員の給与・旅費及び退職手当の支給、扶養手当等が補助執行、それから、幼稚園教育職員の福利厚生、それから新宿区の図書館の図書館資料及び視聴覚資料の運営に関する規則で、個人の貸し出しに関することに補助執行、これは男女共同参画推進センター、いわゆるその建物がございましてけれども、そこで本を貸し出していますので、その個人貸し出しに関することを補助執行してございます。

それから、児童福祉法の、四谷子ども園のゼロ歳から3歳児クラスまでの補助執行、これは今回部が変わったという規則改正でございます。

以上4件が今まで補助執行している分でございます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

〔ありませんの発言〕

熊谷委員長 よろしゅうございますか。

それでは、特に御意見、御質問がないようでございますので、討論及び質疑を終了といたします。

「議案第20号 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第20号は原案のとおり決定をいたしました。

議案第21号 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則

熊谷委員長 次に、「日程第2 議案第21号 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第21号の説明を教育政策課長からお願いをいたします。

教育政策課長 第21号議案、件名は、「新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

これも概要で説明させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正で、教育委員会の責任に対しても明確にするために、教育委員会が教育長に委任することができない事務が明確に定められています。それがこの から でございます。

教育に関する事務の基本的な方針に関する事務、規則、規程の制定・改廃に関する事務、学校・教育機関の設置・廃止に関する事務、職員の任免、人事に関する事務、教育に関する事務の管理・執行状況の点検・評価に関する事務でございます。これが教育長に委任することができなくなったわけでございます。

これらの事務を教育長に委任している条項について、この規則から削る改正を行うほかに規定を整備するものでございます。

改正内容でございますけれども、1番で、これは削るものでございます。

教育長に委任することをやめ、この規則から削る条項としては、区立学校の養護教諭、学校栄養職員及び事務職員の臨時的任用、2番目が非常勤講師の任免、この2つを削ります。

次、2番でございます。

これは、学校教育法の施行規則の一部改正、これは学校種、いわゆる幼稚園、小学校、中学校、大学等でございますけれども、順番を、幼稚園を一番最後だったのを一番最初にしております。そのために、引用している条項の移動がありまして、その規定を整備するものでございます。その下がその規定整備でございます。

施行日は平成20年4月1日でございます。

上記2の改正部分については公布の日からということでございます。

以上でございます。

熊谷委員長 説明が終わりました。

御質問、御意見がありましたらどうぞお願いをいたします。

〔別にありませんの発言〕

熊谷委員長 よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見がないようでございますので、討論及び質疑を終了といたします。

「議案第21号 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第21号は原案のとおり決定をいたしました。

議案第22号 新宿区立学校施設の使用に関する規則の一部を改正する規則

熊谷委員長 次に、「日程第3 議案第22号 新宿区立学校施設の使用に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第22号の説明を教育政策課長からお願いをいたします。

教育政策課長 第22号議案、「新宿区立学校施設の使用に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

1月の定例会で、実はこの規則改正していただきましたけれども、その後使用料の設定に疑義が生じたために、今回再度の改正をお願いするものでございます。

恐れ入ります。お手元の議案の3ページをごらんください。3ページとこの概要を両方見ただけですでしょうか。

主な改正内容でございます。

1番の体育館、会議室及び教室の使用料についてでございます。

現在の学校開放につきましては、原則無料で開放しておりますけれども、この別表第1、この上のほうでございますけれども、料金設定は、学校の体育館等を選挙の期間中演説会等に使用する場合の料金設定でございます。

これを今回の学校開放の改正にあわせて、午前9時から午後6時までと、午後6時から午後9時までの時間帯として設定したものでございます。今お話ししているのは、議案の3ページ目の上のほうの表でございます。別表1でございます。

これが昼間、夜間と、体育館600円、950円を2の表のように、午前9時から午後6時まで

の使用時間 1 時間当たり120円、それから午後 6 時から午後 9 時までの使用時間 1 時間当たり230円ということでございます。

これは、なぜこうなったかと申しますと、今までは昼間を 5 時間、夜間 4 時間としてお金を取っていただきましたので、この昼間の600円を 5 で割る、夜間の950円を 4 で割って、その 1 時間当たりを算出したものでございます。

これは会議室及び教室も同じでございます。

次に、2 番でございます。概要に戻りまして、2 番の校庭及び照明設備の使用料の設定についてでございます。

学校の一部使用の使用料の決め方でございますけれども、従来、今までその規則を使っていたものにつきましては、適正な方法により算定していただくということで決めておりまして、教育委員会で決めてございました。この改正後は、校庭及び照明設備は建物の一部ではなくて、土地または工作物である、したがって、土地価格の1,000分の2.5を使用料の算定基礎とするものということに変わってございます。そのために、今回このようになったわけでございます。

例えば、このような決め方をしますと、一番面積の小さい花園小学校では、1 日当たりの使用料が27万6,000円余、1 時間当たりが 1 万8,500円になります。一番広いところで、西新宿小学校でございますけれども、これは 1 時間当たり 2 万8,000円と、今の実態と大きくかけ離れてまいります。そのために、概要の 3 番でございますけれども、2 の校庭及び照明設備の使用料について、別表 2、別表 3 を超える額を減額するということです。議案の 3 ページでございます。3 ページのところに別表 2 と別表 3 がございます。超える額を減額とすることを定めて、従来額に合わせてございます。

校庭が昼間120円掛ける使用時間、夜間230円掛ける使用時間でございます。

照明設備が5,000円掛ける使用時間、四谷中学校は3,000円掛ける使用時間でございます。

こういうふうに定めたというものでございます。

次、4 番でございます。

概要の 4 番でございますけれども、使用料の減額及び免除をする場合の種別及び減額の額を定めることとする。これは 2 で定めたとおりに使用料を設定すると、別表のとおりになりますので、したがって、従来どおりの金額の場合は免除することを条文を制定したものでございます。

次、5 番目でございます。

使用料を返還する場合、行政財産使用料条例で定める場合を追加し、返還する額を定めるもので、これが18条でございます。

施行日が平成20年4月1日でございます。

以上でございます。

熊谷委員長 説明が終わりました。

御意見、御質問がございましたらお願いをいたします。

いかがでしょうか。

白井委員、お願いいたします。

白井委員 ちょっと確認なんですけれども、今回もう一度見直すという部分で、その条例の基準でいくと、前決めた金額は適正な価格ではないというような形で、土地の価格掛ける1,000分の2.5ですか、という形で条例のとおりいくと、実際の徴収している金額が正しくないということで今回こういう形にもう一度しますということでしょうか。

それは、条例の部分で減額する根拠なりがまずあるのかどうかという部分が1つ、それから、根拠があるのであれば、今度教育委員会でそれが、減額をするといった場合の大義名分というか、例えば、端的に言うと、社会教育というかスポーツ振興とか広くそういう形で施設を使ってほしいという点での適正価格にしたいということだと思うので、そういう点をちょっと明確にした形のほうがよろしいんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

熊谷委員長 それでは、教育政策課長、お願いいたします。

教育政策課長 まずこの条例のほうでございますけれども、新宿区行政財産使用料条例でございます。この条文の中に、区長が特に定められているというときには、使用料を減額し、または免除することができるという条文が第5条でございますので、それを適用させていただきます。

その理由でございますけれども、先ほど委員おっしゃったように、スポーツ振興だとか社会教育に資するためのものでございますので、先ほど言った1時間1万8,000円とか2万8,000円というのは適さないということで、こういうふうにさせていただきました。

熊谷委員長 ほかに何かございますでしょうか。

特に御意見、御質問がないようでございますので、討論及び質疑を終了といたします。

「議案第22号 新宿区立学校施設の使用に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございました。

議案第22号は原案のとおり決定いたしました。

#### 議案第23号 教育財産の用途変更について

熊谷委員長 次に、「日程第4 議案第23号 教育財産の用途変更について」を議題といたします。

議案第23号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 「議案第23号 教育財産の用途変更について」でございます。

提案理由でございますけれども、第七次・学校適正配置計画に基づく新宿区立西戸山中学校と新宿区立西戸山第二中学校の統合新校、新宿区立新宿西戸山中学校の施設を現在の西戸山中学校校地に建設することに伴い、用途を変更する必要があるためでございます。

用途変更の具体的なものについては、裏にございます。

物件の表示、用途変更内容、用途変更後の名称、用途変更年月日については平成20年4月1日でございます。

以上でございます。

熊谷委員長 説明が終わりました。

御質問、御意見がございましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

〔特にありませんの発言〕

熊谷委員長 それでは、特に御質問、御意見がないようでございますので、質疑を終了いたします。

「議案第23号 教育財産の用途変更について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございました。

議案第23号は原案のとおり決定をいたしました。

#### 議案第24号 教育財産の用途変更について

熊谷委員長 次に、「日程第5 議案第24号 教育財産の用途変更について」を議案といたします。

議案第24号の説明を教育政策課長からお願いをいたします。

教育政策課長 「議案第24号 教育財産の用途変更について」、提案理由につきましては、新宿区立館山塩見臨海学園の廃止に伴い、用途を変更する必要があるためでございます。

用途変更につきましては、裏面をごらんください。

物件の表示は以上のとおりです。

用途変更内容につきましては、区外学習施設から旧区外学習施設に用途変更する。

用途変更後の名称については、旧館山塩見臨海学園とする。

用途変更年月日は、平成20年4月1日でございます。

以上でございます。

熊谷委員長 説明が終わりました。

御質問、御意見をお願いいたします。

木島委員、お願いいたします。

木島委員 これは、そうすると、塩見の臨海学園の今後のいわゆる使用方法ということは全然今のところは考えていないということですね。

教育政策課長 そのとおりでございます。何も決まっていないという状態でございます。

熊谷委員長 よろしいでしょうか。

よろしゅうございますか。特に、ほかにないようございましたらば、討論及び質疑を終了とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

それでは、「議案第24号 教育財産の用途変更について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第24号は原案のとおり決定をいたしました。

#### 議案第25号 教育財産の用途廃止について

熊谷委員長 次に「日程第6 議案第25号 教育財産の用途廃止について」を議題といたします。

議案第25号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 「議案第25号 教育財産の用途廃止について」でございます。

提案理由でございますけれども、現に教育目的に供していない旧四谷第三小学校及び旧四

谷第三幼稚園について、教育財産としての用途を廃止する必要があるためでございます。

裏に教育財産の用途廃止について説明がございます。

対象施設については、以上のとおりでございます。

用途廃止等年月日でございますが、用途廃止年月日が平成20年4月1日でございます。財産引継年月日が平成20年4月1日でございます。

用途廃止理由でございますけれども、平成18年8月1日付政策経営会議に基づく活用方針によりまして、教育目的に供していない旧学校施設について用途を廃止し、区長部局に財産を引き継ぐためでございます。

熊谷委員長 説明が終わりました。

御質問、御意見を願います。

〔特にございませんの発言〕

熊谷委員長 よろしいですか。

〔はい、結構でございますの発言〕

熊谷委員長 特に御質問、御意見がないようでございますので、「議案第25号 教育財産の用途廃止について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第25号は原案のとおり決定をいたしました。

#### 議案第26号 教育財産の用途廃止について

熊谷委員長 次に、「日程第7 議案第26号 教育財産の用途廃止について」を議題といたします。

議案第26号の説明を教育政策課長から願います。

教育政策課長 「議案第26号 教育財産の用途廃止について」でございます。

提案理由でございますけれども、現に教育目的に供していない東戸山中学校について教育財産としての用途を廃止する必要があるためでございます。

裏面でございます。

対象施設はこのとおりでございます。

用途廃止等年月日でございますが、用途廃止、財産引継ともに20年4月1日でございます。

用途廃止理由でございますけれども、平成19年8月3日付政策経営会議に基づく活用方針

によりまして、教育目的に供していない旧学校施設について用途を廃止し、区長部局に財産を引き継ぐためでございます。

以上でございます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

御意見、御質問をお願いいたします。

あとほかにございませんですか。

〔ないですの発言〕

熊谷委員長 これはすべて用途を廃止して、旧学校施設を区長部局に引き継ぐようですが、これは政策経営会議に基づく活用方針で、活用はある程度具体化というか、明らかになった段階で用途を廃止して財産を引き継ぐと、その点についていかがでしょうか。

教育環境整備課長 今、将来的な仕切りといたしましては、委員長ご指摘のとおり、ある程度活用の目途が立った段階で普通財産に戻すということでございます。現在検討中の、先ほどの館山塩見のようなケースの場合は、まだ、旧とつけて教育財産として教育委員会が財産管理をするという仕切りになってございます。

熊谷委員長 わかりました。ということは、しつこいようですが、ある程度活用の方針がそれなりに多少は見通しがあるというふうに理解してよろしいですか。

教育環境整備課長 旧東戸山中学校のケースでということによろしいんですか。ということではなくて、ほかのケースも含めてでしょうか。

熊谷委員長 ほかのケースもですね。

教育環境整備課長 全般的に、先ほどもございましたとおり政策経営会議等の具体的な意思決定を受けたものについては順次組みかえをしていくという段取りでございますので、こちらで区長部局に引き継ぐという財産につきましても、ある程度めどが立っているというふうにご理解いただきたいということです。

熊谷委員長 ありがとうございます。

教育委員会の所管のそういうようないろいろな財産が、それなりに区で有効に利用していたただけると大変ありがたいことだと思いますけれども、教育委員会でも教育委員会のために何らかの新しい有効な利用ということを考えても、考えられていると思いますけれども、そういうことも政策経営会議の中では十分議論されているというふうに理解してよろしいですか。

教育環境整備課長 基本的には、この跡地活用につきましては、企画政策課が音頭を取っております跡地活用の有効活用の検討委員会がございまして、全庁的な対応をとるということでございます。

ただ、基本的に教育財産であれば教育が優先的というわけではございませんけれども、学校施設であれば学校関連施設を優先的というようなことは、方向性としては言える話だということです。

教育長 いいですか、今の点について。

熊谷委員長 どうぞ、教育長。

教育長 教育財産につきましては、やはり、まず一義的に教育財産として使用するかどうか、これは当然意見を求められる。その当面教育財産として活用する予定がないということであれば、有効活用を次の段階で、区全体で考えるという順番になっているはずです。

熊谷委員長 ありがとうございます。

ほかに、特に御意見、御質問がなければ、「議案第26号 教育財産の用途廃止について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 議案第26号は原案のとおり決定をいたしました。

#### 議案第27号 教育財産の用途廃止について

熊谷委員長 次に、「日程第8 議案第27号 教育財産の用途廃止について」を議題といたします。

議案第27号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 「議案第27号 教育財産の用途廃止について」、提案理由でございますが、新宿区立戸塚教職員住宅の廃止に伴い、教育財産としての用途を廃止する必要があるためでございます。

裏のほうをごらんください。

対象施設はごらんのとおりでございます。

用途廃止等年月日ですが、廃止と引継がともに平成20年4月1日でございます。

廃止理由でございますけれども、新宿区第二次行財政改革計画における施設の見直しによりまして、教職員住宅について用途を廃止し、区長部局に財産を引き継ぐためでございます。

以上でございます。

熊谷委員長 説明が終わりました。

御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

木島委員、お願いいたします。

木島委員 統廃合で、非常に、今委員長の先ほど御指摘のあったとおり、かなり用途廃止が多いものですから、今まで用途廃止になったものがどういうふうに使われていたかというような一覧表みたいなものを後日でも配付していただくと、どこがどうなったのかなど、委員のほうにもわかるようにしていただきたいと思います。

熊谷委員長 お願いいたします。

教育環境整備課長 基本的には、統廃合によります旧学校施設につきまして、さまざまな点で活用されています。その活用の収益につきましては、義務教育の施設整備基金を積み立ててございますので、その参考資料でございますので、それは後ほど御提示させていただきます。

熊谷委員長 よろしく。

木島委員、お願いいたします。

木島委員 費用の点じゃなくて、どういう形に利用されているのかと。

教育環境整備課長 それも明記してございますので、それも含めて提示させていただきます。

熊谷委員長 白井委員、お願いいたします。

白井委員 先ほどの御説明だと、大体用途廃止で4月1日付でもう区長部局に行くようなものは、ある程度活用のもうめどが立ったものという御答弁だったんで、もうある程度具体的なことお聞きしても差し支えないのであれば教えていただきたいと思うんですけども。

教育環境整備課長 こちらの戸塚の教職員住宅につきましては、先般ございました実行計画の中で提示してございます。教職員住宅の跡施設につきましては、社会福祉法人、こちらに貸し付けまして、火災等緊急時の一時避難施設、あるいは母子生活支援施設、こういった形で活用する予定になっております。

〔前の部分もの発言〕

白井委員 そうですね。

教育環境整備課長 その前でございますが、旧四谷第三小学校、第三幼稚園、これにつきましては、現在校庭部分を自転車の保管場所として活用してございます。それと、現在2階部分を、環境学習センターが耐震工事をやっておりますので、その仮施設として活用しております。そして、体育館につきましては、校庭開放しているということで、基本的には、平成

20年度以降もそういった形で活用されるということでございます。

それと、旧東戸山中学校につきましては、さまざまな施設が入る予定になってございます。全面的に解体して、建てかえていくということで、1つが新宿仕事センターというもの、それとシルバー人材センター、それと校庭部分は多目的運動広場として活用するというところでございます。

それと、子育て支援施設といたしまして、子ども発達センターと学童クラブ、それと民設民営の小規模特養ホームと小規模多機能型の居宅介護施設、あるいは認知症の高齢者グループホームということで、民設民営の施設が入ると。この3点が入る予定になってございます。

あと先ほど申しました塩見につきましては、まだ未定ということでございます。

西戸山につきましては、当然のことながら学校建設用地になるということでございます。

教育長 ちょっと追加しますけれども。

熊谷委員長 教育長、お願いします。

教育長 四谷第三小学校と第三幼稚園の跡地は、これはあの地域の、四谷駅の前ですね、あの地域全体のまちづくり計画の中でいろんな議論を今されている最中なので、恐らく今の利用は暫定利用というふうに理解しております。

熊谷委員長 活用方針の中には、売却ということもあり得るんですか。

教育環境整備課長 基本的には、現在のところ、まず先ほど教育長が申しあげましたとおり、教育財産の一義的な活用を考えるということでございます。それがなければ、他の需要がさまざまございますので、そういった需要への転換を図るということがございます。ただ、すべて活用しているというわけではなくて、物件によっては売却しているようなケースもございます。前の戸塚特別出張所の跡地なんかは売却して、ほかの施設が建っていますので、そういったケースもあるというふうに御理解いただきたいと思えます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

区民の財産をぜひ有効にお使いいただけたらと思えますので、よろしく願いいたします。ほかにございますでしょうか。

なければ、議案第27号の討論及び質疑を終了といたします。

「議案第27号 教育財産の用途廃止について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第27号は原案のとおり決定いたしました。

#### 議案第28号 教育財産の用途廃止について

熊谷委員長 次に、「日程第9 議案第28号 教育財産の用途廃止について」を議題といたします。

議案第28号の説明を教育政策課長からお願いをいたします。

教育政策課長 議案第28号でございます。「教育財産の用途廃止について」。

提案理由でございますが、新宿区立社会教育会館の廃止に伴い、教育財産としての用途を廃止する必要があるためでございます。

1ページをお開きください。

教育財産の用途廃止についてでございますが、対象施設につきましては、三栄町社会教育会館以下赤城、落合、北新宿、住吉町、西戸山、それから西戸山社会教育会館分館、この7つでございます。

用途廃止等年月日でございますが、いずれも廃止、引継ともに20年4月1日でございます。その裏をごらんください。

用途廃止理由でございますが、三栄町と赤城と北新宿と住吉町と西戸山、これにつきましては、区長所管の生涯学習施設である（仮称）生涯学習館に転換するために、教育財産としての用途を廃止し、区長部局に財産を引き継ぐためでございます。

（3）でございます。落合社会教育会館につきましては、平成19年度開設の落合第二地域センターへの機能統合による廃止に伴いまして、教育財産としての用途を廃止し、区長部局に財産を引き継ぐためでございます。

（7）番の西戸山社会教育会館分館でございますが、平成19年度整備予定の（仮称）シニア活動館への機能統合による廃止に伴いまして、教育財産としての用途を廃止し、区長部局に財産を引き継ぐためでございます。

以上でございます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

御質問、御意見をお願いいたしたいと思っております。

よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見、御質問がないようでございますので、討論及び質疑を終了といた

します。

「議案第28号 教育財産の用途廃止について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございました。

議案第28号は原案のとおり決定をいたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

報告1 児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度運用状況  
報告について

報告2 確かな学力の育成に関する意識調査の中間報告について

報告3 新宿子どもほっとラインについて

報告4 地域協働学校（コミュニティ・スクール）の推進について

報告5 牛込地区学校適正配置に関する意見書について

報告6 「第二次新宿区子ども読書活動推進計画素案」パブリック・コメント  
実施結果について

報告7 新宿区文化財保護審議会への諮問について

報告8 史跡江戸城外堀跡保存管理計画報告書について

熊谷委員長 次に、事務局からの報告をお受けします。

報告1から報告8までについて一括して説明を受け、質疑を行いたいと思います。

なお、生涯学習振興課長の報告事項については、現在生涯学習振興課長が議会対応しておりますので、かわりに教育政策課長から報告をお願いします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

教育指導課長 教育指導課長でございます。それでは、私のほうから報告の1から4まで続けまして御報告申し上げたいと思います。

それでは、まず1番でございます。

児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の運用状況についてでございます。

当委員会におきましても何度か今まで御報告申し上げたところでございますが、前回までのところでは、本人外収集、つまり本人以外から、具体的には警察から情報提供を受けたと

という件が5件ございまして、学校から警察に外部提供したというものは、今までございませんでした。

今回報告1の2枚つづりがございまして、本人外収集というものと外部提供記録票というものがございまして、1件ずつございましたので、これについて御報告申し上げます。

今回の事案は、実は12月12日の夜に小学生が戸山公園でホームレスの方にエアガンで撃ったり、投石をしたりというそんな事案でございます。

そもそもの一報は、路上を歩いていた人が、棒を持ってホームレスが小学生を追いかけ、棒で頭を殴りけがを負わせているということでの警察への通報がもととなったものでございます。

実際に警察が駆けつけてみると、実際けがをしていたわけですが、よくよく、小学校6年生の男の子だったんですが、聞いてみると、その子、もちろん被害はあったんですが、もとを正してみると、複数の小学生が過去にも数回にわたって戸山公園のホームレスの方に対して、今申し上げたエアガンで撃ったり、投石をしたということが繰り返してあったということで、それで、この日もそういうことがあって、腹を立てて、そしてある小学生を追いかけて行って、棒を振り回して、頭に当たったということであったわけでございます。

その日はすぐに該当児童の保護者を呼びまして、ある程度の概略がわかったということで、12月13日に学校のほうに情報提供があったというものでございます。

それが本人外収集でございまして、下から4段目ごらんいただきますと、平成19年12月13日というこれでございます。このときには、3校5人の児童について、3校について報告がありました。

実は、もう一件、その横に、12月26日と書かれているものもございまして。その後いろいろと調べていく過程におきまして、その他に2校14名にわたってかかわっていた児童がいたと、児童・生徒がいたということがわかりまして、2校について情報提供があったということでございます。

続きまして、もう一枚おめくりいただきたいと思っております。

今度は、今年度におきまして初めてでございますけれども、学校から警察への外部提供があったというものでございますが、下から4段目をまたごらんいただきますと、外部提供の期間が12月13日と12月26日ということで、もうおわかりかと思うんですが、警察から情報提供があった、いわゆる本人外収集があった日と同じ日でございます。

と申しますのは、やはり今回のこの事案が、内容が大変悪質であって、社会的に反響が大

きい問題行動であると、そんな事案であるということで、まさに犯罪であるということのもとで、警察のほうから関係する保護者をすべて呼びたいといったような連絡がありまして、学校のほうに保護者の連絡先を教えてほしいといったことでございます。

外部提供を行った理由としては、このペーパーの上から3段目のところに書かれてあったものでございます。

実際は、ホームレスの方は以前までの投石等々にかかわっても一切被害届けは出しませんでしたし、また1月12日にホームレスに襲われた小学生の保護者におきまして、被害届けは出しておりません。ということで、事件にはなっておらないわけでありまして。しかし、実は、ホームレスの方を襲うということは、本区におきましては過去にもたびたび起こっているということと、一步間違えば大変な事態になったというようなことも勘案いたしまして、十分な対応が必要であったかと思えます。

学校の対応でございますけれども、合計5校につきましては、それぞれ1人から13人とまちまちの人数であったということも関係しますが、すぐに児童、保護者を呼んだ指導を行うといったもの、またすぐに学年集会を開いて指導を行ったというもの、また高学年集会を開いて人権に関する指導を行ったというものなどなどさまざまでございますが、いずれにいたしましても、12月中に、2学期の終わりまでにたびたび指導を行ったというふうに聞いております。

また、区教の対応でございますけれども、この事の重大性をかんがみまして、直近の12月18日にありました副校長・教頭会において、まずは全校、この起こった学校だけではなく、全校に対しまして人権教育の再徹底を行うこと、この指示をいたしました。

あわせて、教員に対しましては、過去にも起こっていたということを考えて、教員自身の危機管理意識、学校でそのようなことが一切わからなかったわけで、子どもたちからそういう言葉が出てこなかったか、内容がわからなかったのかということでの危機意識の調査を行いました。

また、冬休みも近いということで、一人一人の家庭の実態に応じた指導の充実・徹底ということも指導したところでございます。

また、重ねまして、年が明けまして1月に行われた校・園長会、また副校長・教頭会におきましても同様の指導をしたところでございます。

そして、最終的には1月28日の段階で関係校長が教育委員会を訪れまして、事のてんまつと指導の中身について話をしたというところでございます。

今現在大多数が小学校6年生ということで、実はこの事件が起きたのはある塾をきっかけとして集まって夜行っていたということもあったわけですが、受験も近いということで、塾をやめるということはどのお子さんもしていないようでございますけれども、帰宅時間等々のチェックについては十分行っているというようなこと、そして友人関係も十分注意するといったような連絡を受けているところでございます。

なお、今回1点反省点がありまして、今年度初めて学校から警察への外部提供があったわけですが、その折に、実は本区で定められているガイドラインによりますと、外部提供するに当たっては、本人、そして保護者の同意を得ること、もしくは得ない場合には、教育指導課長の承認を得ることという条項がございます。

実は、今回5校のうち、1校については実際に12月12日にお子さんが警察に保護されていますので、すぐに保護者が呼ばれていますのでよかったですけれども、残りの4校のうち1校は本人、保護者の同意を得ました。1校は私ども教育委員会に連絡があって、承認を得たところでございます。しかしながら、残りの2校につきましては、事の重大さをかんがみまして、校長の判断のもとで警察のほうに情報提供して、その後教育委員会のほうに事後承諾を得たということがございました。

事は、実際には大変な事件に発生するものでございますので、判断としては間違っていないかと思いますが、しかし、ガイドラインに基づいていなかったという点については、これはやはりゆゆしき事態であるということで、2月14日に当該校の2校につきましては、私のほうより直接指導を行いました。

また、先週開かれた2月29日の全校・園長が集まった会議の折にも、今後学校のほうから情報提供をする場合には十分ガイドラインに基づくようにという、そんな指導をしたところでございます。

以上、1件目についての御報告でございます。

続きまして、報告2でございます。

確かな学力の育成に関する意識調査の中間報告についてでございます。

これにつきましては、平成19年11月30日から12月10日に実施いたしました意識調査の集計結果がまとまったというものでございまして、その速報でございます。本日御配付させていただきましたものは、その中間報告についてと、それと意識調査の調査票の一部抜粋でございます。

なお、意識調査につきましては、この取り組み以外にも、他にもさまざまな調査を行って

おりまして、この分析等々につきましては別途御報告を申し上げたいと思います。

お手元の資料でございますけれども、前もってお渡しできませんでしたので、ちょっとお時間いただきまして、二、三お示ししたいと思います。まず1ページ目から4ページ目までが教師の意識調査の結果でございます。

5ページ目から7ページ目までが保護者対象の意識調査でございます。

8ページ目から10ページ目までが学校評議員の意識調査の結果でございます。

最後に、11ページ目から最後までが児童・生徒の結果でございます。

そして、それぞれの意識調査、3点にわたりまして、確かな学力推進員についてと夏休みや2学期始めの授業について、そして日ごろの授業についてという3点にわたった調査結果を今回速報でお載せしているところでございます。

なお、今年度は、昨年5月でございましたけれども、この緑色の表紙で、前年度の分の資料をお示したところでございますけれども、児童・生徒につきまして、今年度より無回答を含めず回答のあったものの中での割合としておる関係で、昨年度の回答数値と若干異なる数値を示しているものもでございます。より子どもの意識を図ることができるよう変更したものでございますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

それでは、何点かだけ調査の結果について御報告いたしますと、まず確かな学力推進員についてでございますけれども、全体的には教師、保護者、児童・生徒、昨年の調査結果に比べまして、全体的に丁寧でわかりやすい授業をしているという回答が多かったように思います。

確かな学力推進員2年目を迎えて、教師と確かな学力推進員とのコミュニケーションも、あるいは児童・生徒とのコミュニケーションも一斉に図れるようになってきましたので、そのような結果になったのではないかと思います。

1点、興味深いデータといたしまして、1ページ目の問6-2というのをちょっとごらんいただきたいと思います。大変恐縮でございます。

1ページ目の問6-2は、確かな学力推進員が入ったことで忙しさが緩和されたか、いわゆる多忙感について問うたものでございます。

これをごらんいただきますと、小学校のほうが、「とてもあてはまる」と「まああてはまる」という、一番左側のところをごらんいただきますと、2項目ごらんいただきますと、前年度が53.1%でございましたが、これが66.7%に上がってございます。

また、中学校のほうも63%から70.8%に上がってございます。

もちろんこれは主たる目的として確かな学力推進員を導入したわけではないんですけれども、さまざまな事務処理を公務分掌としてやってもよろしいと、そんなようなことで学校に提供したということが多分影響しているんじゃないかと思うんですけれども、副次的な効果としてこんなことも意識として挙げられているということがございました。

続きまして、夏休みの短縮についてでございますが、これについては、実は教員と保護者、そして学校評議員、児童で若干違いがございます。

教員についてでございますけれども、2ページ目をごらんいただきたいと思います。

問7-2をごらんいただきたいのですが、2学期が早く始まり、多様な指導に取り組んだということについて、例えば中学校のほうの一番下のところでございますが、教員の意識を見ますと、また一番左と2番目のところをごらんいただきたいんですけれども、去年はあわせて14.9%、とても低かったわけでありましたが、今回32%に一気に上がってございます。

また、次の3ページ目をごらんいただきたいんですが、3ページ目の問7-5をごらんいただきたいと思います。

授業日数がふえたことでゆとりを持った年間計画を作成することができたかという質問につきまして、これも中学校でございますけれども、前年度が大変少なく9.5%という、「とてもあてはまる」「まああてはまる」で9.5%しかありませんでしたが、今回は26.1%に急激にふえていると。ただ、実際にはまだまだ全体としては低い状況もございます。

一方、保護者になりますと、ちょっと6ページ目をごらんいただきたいのですが、6ページ目の問4-1をごらんいただきたいと思います。

これをごらんいただきますと、グラフだけ見ていただいてもわかるかと思うんですが、小学校、中学校ともに2学期が早く始まり、学校生活のペースが早く取り戻せたかということについては、数値が下がっております。実際、これがどういうことであるのか、8月末に授業が始まってもぐうたらな生活が変わっていないということであるのか、あるいは特に勉強のペースが変わっていないということなのか、ちょっとまだ2年間のデータですので、今後を見きわめていかなければいけないなと思っております。

一応ごらんいただくのはここまでといたしますけれども、あと学校評議員あるいは児童・生徒さんは、前年度よりも、いずれにいたしましても高い数値を示しておりますので、比較的好意的な意識が見られたかと思えます。

最後に、日ごろの授業についてということで、これは児童・生徒さんのものだけちょっとごらんいただきたいと思います。

資料14ページ目をごらんいただきたいのですが、14ページ目の一番下でございます。

楽しいと感じる授業が多いという質問についてでございますが、これについて、小学校4年生が60%から79.9%、小学校6年生が37.7%から70.2%、中学校2年生が20%から48.9%、ともに左側2枠のデータでございますけれども、随分これが上がっているということがわかりになるかと思えます。

これもまだ2年間ですからわかりませんが、いわゆる授業時数をふやすことによりまして、ゆとりある教育活動の中で、いわゆる単なる教え込みだけではない、知識だけではない授業の工夫をということで進めてきた成果が少しずつ出てきたものではないかと思っております。

いずれにいたしましても、今回まだ2年目のデータでございますので、今後につきましても継続してデータをとって行って分析をしていこうと思っております。

以上、報告2でございました。

続きまして、報告3に移らせていただきます。

新宿子どもほっとラインについてでございます。

これにつきましては、現在NPO法人家族カウンセリングセンターに属するカウンセラーを臨時職員として雇用いたしまして、平日の正午から午後10時まで電話を受け付けているというものでございます。

12月より以前の9時から夜の8時までというものを、正午から夜の10時までということで実施をしたものでございます。

この資料の次のペーパーをごらんいただきたいのですが、これが平成18年度の12月から運用を始めましてからの実績でございます。

実際に区内の電話相談としては、合計66件ございまして、その他の電話というのが、区外からの相談あるいは一般的な問い合わせでございまして、これを加えますと87件の相談があったところでございます。

一方、以前にもお知らせいたしましたように、実はここには載っておりませんが、無言電話が随分あったということで、時間を延長したわけでございます。実態は、今年の、例えば10月、11月は月に無言電話が10件ございましたけれども、延ばすことによりまして、12月が4件、1月が5件という形で若干減ってはございます。

ただし、今後の様子を見なければ、今後どうなっていくかがわからないところもございまして、やはり延ばした効果が若干あったように思います。

今電話対応してくれておりますカウンセラーと今後ますますの充実のために何をしたらいいだろうということではいろいろと日々相談をしているところでございますが、そのカウンセラーとのいわゆるさまざまな過去の相談の事例をもとにした経験則の中で、どうしてもやはり平日対応だけでは電話相談が限られてしまうのではないかという話になりまして、土曜日、日曜日、祝日についても開いたほうがいいのではないかというそんなアドバイスをもらったところであります。

従来は、教育委員会の教育指導課の横にブースをつくりまして、ここで臨時職員というかたちで出勤をしてもらいまして、そこで対応してもらっていたところでございますけれども、土日、祝日に対応するためには役所の中というわけにはまいりませんので、場所を移さなければいけません。その関係で、この4月から委託体制という形に切りかえたいと思っております。もちろん委託する先は、今現在と同じ家族カウンセリングセンターのカウンセラーであります。同じ方々に委託をするという形で、ただ場所は、そのカウンセリングセンターが使っているカウンセリング室でございます、区内の中井にあると聞いております。

ここで1点問題になりますのが、個人情報についてでございます、先月2月5日に本区の個人情報保護審議会に委託をしたいということで諮問をいたしまして、実際に問題ないということで、それが通ったということでございます。そこで実際に行くということでございます。

なお、この委託に関しまして、大きく変わることは何かと申しますと、実は電話番号が今ある市内の電話ではなくなりますので、番号が変わらざるを得ないということになります。そこで、やはり今まで約1年間、1年以上にわたって使ってきた電話が変わりますので、周知については今まで以上に徹底しなければいけないと思っております。

昨年は12月も行いましたけれども、レターセットあるいはポスター等々十分な周知を行いまして、また今後充実した相談業務に当たっていこうと思っております。

以上が3番目でございます。

最後、4番目、地域協働学校（コミュニティ・スクール）の推進についてでございます。

これにつきましては、ペーパーに枝事業、地域協働学校（コミュニティ・スクール）推進の内容のところをごらんいただきたいんですが、18、19年度に四谷中学校で実施したコミュニティ・スクール研究調査の成果を踏まえ、20年度に同校を地域協働学校（コミュニティ・スクール）推進モデル校に指定するというものでございます。

そして、指定した四谷中学校の取り組みについて、これから御説明申し上げます教育委員

会の下部組織として設置いたします地域協働学校推進委員会が進行管理及び指導・助言をいたします。

そして、その検証結果を踏まえまして、平成22年度以降順次地域協働学校の指定校をふやしていくというものでございます。

もう一枚おめくりいただきたいと思います。このペーパーでもう少し御説明申し上げます。上の段の授業の概要をごらんいただきたいのですが、大きく3つございます。

1つが、地域協働学校推進モデル校の指定でございます。ただいま申し上げました四谷中学校をモデル校として指定し、20年度、21年度に研究してもらうというものでございます。

2つ目が、もう一つ教育委員会の下部組織といたしまして、地域協働学校推進委員会を設置して、全体の進行管理をするというものでございます。

そして、(3)として、この推進協議会でモデル校の研究を踏まえながら、21年度後半には学校運営協議会制度、協議会規則を制定いたしまして、22年度の施行に向けた取り組みを行うというものでございます。

下の図をごらんいただきたいと思いますが、新宿区教育委員会がありまして、下の真ん中を先にごらんいただきたいと思いますが、ただいま申し上げました四谷中学校をモデル校といたします。ここには学校運営協議会というものを立ち上げます。

この協議会の構成でございますが、今学校のほうで考えておりますのが、学識経験者が1名、地域代表が5名、保護者代表が5名、学校関係者が5名でございます。

具体的には、地域代表には四谷一丁目町会代表あるいは町会連合会代表、民生児童委員代表、企業・商店会等代表、同窓会代表等々このような方々に集まってもらいたいという願いを持っていると聞いております。

保護者につきましては、PTA会長、そして副会長2名、PTAOB、このような方々にも入ってもらおうということで考えております。

学校関係者では、本校校長、副校長、そして四谷地区の他の小学校でございます、その校長会から1名、幼稚園・保育園から1名、そしてスクールコーディネーターから1名、このような形で構成したいというようなことで考えております。

研究内容でございますけれども、この学校運営協議会のあり方、まさに権限、責任や人数、委員の選出方法、そして教育委員会との関係等々について研究をしてもらいます。

また、2点目として、学校と地域との連携のあり方も研究をしてもらいます。

3点目が、学校評価のあり方についても研究してもらう予定でございます。

今度左側をごらんいただきたいと思いますが、今度は教育委員会の下部組織として考えております地域協働学校推進委員会でございます。

構成は、学校関係として8名以内を考えてございます。小学校長会代表、中学校長会代表、学校評議員代表、スクールコーディネーター代表、保護者代表、そして四谷中学校長、当該校の校長につきましては、絶えず報告を求めますので、入ってもらおうと思っております。

事務局といたしましては、4名以内ということで、次長、政策課長、私、運営課長を考えてございます。

今度、一番最後に右上をごらんいただきたいと思いますが、スケジュールでございます。

この3月、四谷中学校をモデル校として指定をいたします。

そして、平成20年度から21年度にかけて、研究をしてもらおうとともに、21年度の12月を目途にこの推進委員会のほうで学校運営協議会規則案をつくりまして、教育委員会決定をしていただこうと思っております。

そして、22年度より、先ほど申しましたとおり、4月、地域協働学校（コミュニティ・スクール）の開始を目指したいと考えております。

大変雑駁でございますけれども、以上1から4まで御報告申し上げました。  
熊谷委員長 ありがとうございます。

引き続き、学校適正配置担当副参事からお願いします。

副参事（学校適正配置担当） 学校適正配置担当副参事でございます。

牛込地区の学校適正配置に関する意見書についての報告をいたします。

報告5のこの意見書でございますけれども、御存じのように牛込地区の学校適正配置に関する懇談会が3つございまして、A地区とB地区懇談会、昨年10月に立ち上げたんですけども、A地区につきましては、小学校と中学校別々に懇談会を開いてございます。

それと、この意見書のまとめ方なんですけれども、まずA地区がございまして、その次のページ、3枚目になりますけれども、A地区の小学校の部分と中学校の部分が連名で報告書を提出してございます。その次にB地区が報告書を提出しているという形になっております。

まず3枚目のほうですけれども、平成4年7月の答申と平成14年の学校適正配置に関するビジョンの考え方を当初こちらのほうから御説明いたしまして、この考え方を踏まえた上でこの懇談会の与えられた期間の中で、牛込のA地区につきましては、十分な議論とは言えなかったけれども、今後の適正配置の具体的な取り組みに当たっては、学校関係者と十分な協議を望むとともに懇談会の期間設定については配慮をお願いしたい。今後ほかの地区を入れる

ときには、懇談会の設定期間については配慮していただきたいというような希望がございました。

それで、次のページに移りますけれども、こちらが29日に提出がございました。それで、牛込のA地区、これ小学校部分ですけれども、学校適正配置に関する意見書ということで、こちらのA地区の小学校部分ですけれども、こちらのテーマの特定は行いまして、自由な意見交換を行いました。

その中で出された意見を、学校適正配置の取り組みに関連の深いものを分野別に以下のとおり集約したということでございます。

こちらの1から6までございまして、まず1つ目が、学校を取り巻く状況、2つ目が、牛込A地区の課題、3つ目が、学校適正規模、4つ目が、学校適正配置の留意点、5つ目が、魅力ある学校づくりに向けてということでございます。6番目が、懇談会に出された意見ということでございます。

1番目の学校を取り巻く状況ということでございますけれども、平成15年から25年の推計値までの児童数の推移に着目いたしまして、25年まで見ても安定的に児童数が推移しているということでございます。

それで、A地区の中で、児童の少ない学校と多い学校を比較すると、平成8年に少ない学校が128名、児童数の多い学校が457名ということで、多い学校が少ない学校の3.57倍であると。平成19年度に至りましては、この差が5.49倍、平成25年の推計値で見ますと4.47倍と見込まれまして、依然として学校間の不均衡があると言えるということでございます。

2番目の牛込A地区の課題といたしまして、A地区の小学校につきましては、児童数が100を切る学校もあれば、500名を超える学校もあります。学校規模の差が著しいということでございます。それで、早急に是正に取り組む必要があるということをお述べしております。

次の2ページをごらんいただきたいと思います。

結論としまして、この2ページで、上の段ですけれども、教育委員会は小規模校の児童をふやすために学校をPRしていくべきであるということが述べられております。

3番目の学校適正規模ということでございますけれども、懇談会では、子どもたちにとってある程度の人数を確保し、複数学級でクラス替えができる規模が望ましいという意見が大勢を占めた一方、単学級で小規模校は、子どもたちに教師の目が行き届くので問題はないという意見もあったということでございます。

4番目の学校適正配置の留意点でございますけれども、第一に、学校適正配置を進めるに

当たっては、単純に数合わせだけの統廃合は行わないこと、また、学校の主役は子どもたちであり、子どもたちのことを一番に考えて進めるべきであると。あわせてこれからの学校は地域コミュニティの核としての機能や防災拠点としての機能を充実する必要があるということでございます。

第二に、学校適正配置の検討に当たっては、通学距離や安全に配慮すること、それから、通学距離や放課後の安全対策には十分配慮した学校づくりをお願いしたいということでございます。

さらに、検討に当たっては、小学校の適正配置であれば幼稚園等、中学校の適正配置であれば小学校の保護者など直接影響を受ける関係者の意見を聞くべきであるということでございます。

5番目の魅力ある学校づくりに向けてということでございますけれども、魅力ある学校とは、子どもたちが活発で生き生きと生活し、安全な学校生活が確保されることである。また、子どもたちがより多くの体験をし、みずから考え互いに成長できる教育環境が整っていることである。その上で子どもたちが基礎・基本の学力を習得し、次代を生きていく知恵を育むことができるならば、保護者や地域にとって魅力ある学校と言えるということでございます。

それで、6番目につきましては、懇談会に出された意見ということで、学校適正配置の取り組みに関連の深いものを一部載せたということでございます。後でござんいただきたいと思っております。

それから、次の4ページでございますけれども、7番としまして、牛込地区の懇談会の構成員、こちらが6校ございまして、それぞれPTA代表と学校評議員代表、地域代表からなりまして18名、それに代表の学校長1名がオブザーバーで参加して、計19名が構成員となっております。

次の牛込A地区学校適正配置に関する意見書の分科会の部分でございます。

この「はじめに」というところでございますけれども、こちらは、平成19年度の牛込の3中学校の生徒数とクラス数をデータとして見まして、牛込一中が8クラス、二中が7クラス、三中が8クラスということになっております。平成25年度の推計値で見ましても、牛込一中が10クラス、二中が8クラス、三中が7クラスとなっているということでございます。

牛込A地区の分科会の懇談会では、このような生徒数の状況を踏まえた上で、今後の生徒数の推移を慎重に見守っていく必要があるとの意見がありました。しかしながら、今後の生徒数の推移や学校施設の充実などを考えると、近い将来に学校適正配置に取り組む必然性も

想定され、学校適正配置に取り組むに当たっては、以下のような視点に立った検討から始めるべきとの考えから取りまとめを行ったということでございます。

1番の取り組みに当たっての視点ということでございまして、こちらの審議会答申の中にありますように、21世紀初頭の新宿区の学校教育は、施設面でも学校経営面でも他に誇るべき充実した内容を持つべきであると、それと、地域に開かれた学校を考える必要があるという視点を尊重するというところでございます。

2番目の適正規模の考え方でございますけれども、答申にうたってあることを先に述べまして、2ページの上から4行目以降になりますけれども、「懇談会では」というところから御説明します。

中学校では個の育成とともに社会性の育成がより重要であり、この社会性はより大きな集団の中で幅広い活動を通して育まれると。義務教育の完成と高校への進学準備という二重の機能を有しており、適切な進路指導を行うための組織運営上体制づくりも必要であるということでございます。

よって、相応の教師を確保するためには、適正な学校規模が望まれると。部活動等の活性化を考慮した規模が必要であるということをお述べております。

それらの意見がございまして、現在のクラス数、施設面から見ると、9学級から12学級規模が適当であるということで、この学級規模を基準とすべきであるとの意見が大勢を占めたということでございます。

3番のテーマ別の主な意見ということで、こちらが、まずこの中学校の分科会につきましては、進めるに当たりまして、最初に会長、副会長を選出していただいたんですけれども、その進め方やテーマを決定するに当たりまして、全員からアンケートをとりました。アンケートをもとにこちらのようなテーマを決めて、事前にカードを記入していただいて、当日懇談会に集まっていただいて意見交換を行ったということがございます。

まず、1つ目のテーマが、(1)にございますように、目指す学校像とはということでございます。この目指す学校像とはという題からいろいろと意見が出まして、大きく分けましてこの ①の日常の学校生活の取り組みという部分と、②の学校を取り巻く環境という部分に分かれると思います。

それで、①の日常の学校生活の取り組みの中で、分かれることは、教師が授業の中で取り組んでいることと、②のイにありますように、生徒が取り組んでいることという2つの観点から意見を整理いたしました。

これは、目指す学校、理想の学校という言い方も言えるのかもしれませんが、そのためにはこういうことがされていることと、実施されていけば目指す学校、こういう形にしていきたいという要望で意見が出されたということでございます。

それで、2番が学校を取り巻く環境ということで、次の(2)に移ります。

(2)が2つ目のテーマでございますけれども、地域に開かれた学校運営とはということで、こちらで8項目意見が出されていますけれども、この中で、地域との連携と地域協働学校の推進、スクールコーディネーターのさらなる活用、それから施設開放などが挙げられております。

(3)の学区の拡大に伴う課題についてということで、もし2校あるいは3校が統合した場合に、その学区が拡大するわけですので、それを想定しますと、まず生徒の安全面、それから4ページに移りますけれども、各地域であります育成委員会の守備範囲の問題、それから小学校の通学区との整合性ということが意見として挙げられております。

(4)のその他でございますけれども、これから中学校が目指すべき方向性として提案がありました。それが地域を巻き込んだ仕組みづくりとして、教員と生徒が企画や計画を共同製作することによる当事者意識の高い校風を確立させ、将来構想の設定型、問題解決型の学校経営が必要であると、その実現を目指すための戦略が必要であるというところでございます。

そのための例示として、生徒、教員、計画策定構成員で行動計画の策定と実行、その効果の検証を行うことや、校長、副校長、学年主任、生徒会長、PTA会長、自治会長などによる運営組織を学校内につくってはどうかなどの今後の議論の素材としての提案がございました。

これと、特筆すべきは、運営の中に生徒会長ということで、生徒が入っているということが特色でございます。

結びといたしまして、牛込地区中学校については、生徒数の減少傾向にはあるが、バランスがとれているため今しばらく生徒数の推移などを見守る必要があると、また、老朽化した校舎の建てかえを強く望む声もありまして、いずれにせよ、生徒にとって魅力ある学校づくりと、地域が使いやすい学校づくりが重要と考える。教育委員会が計画的に学校適正配置に取り組むに当たっては、以上のような意見も参考にされることを望みたいということでございます。

牛込A地区の懇談会、これは分科会で行いましたけれども、構成員が9名と、学校長がオ

ブザーとして、各校長先生が交代で出席されておりました。

次のB地区の学校適正配置に関する報告でございますが、2月29日の表紙の中で、なお書きからは、先ほどとは少し違うんですけれども、先ほどは期間に限りがあったのでちょっと議論がし尽くせなかったということがございましたけれども、B地区については、かなり皆さん議論が活発に行われまして、あえて言えば、今後の適正配置の具体的な取り組みに当たっては、学校関係者と十分な協議を望むとともに、新たな懇談会を立ち上げるに当たっては設定期間についての配慮をお願いしたいということでございました。

それで、次のページの1ページに移ります。

ここでは牛込B地区学校適正配置に関する意見書と申します、について、1番の「はじめに」は、最初に、これはA地区でもあったんですが、教育長のあいさつがございました。その中で、B地区の副会長さんがおっしゃっていたんですけれども、この下から3行目の中で、子どもたち自身では、教育環境を変えることはできませんというお言葉に非常に感銘を受けまして、我々が子どもたちの環境をつくらなければいけないだと、整備していかなきゃいけないというような強い使命感をお持ちになったということでございます。

2ページの2の学校適正配置に関する懇談会の目的というところでございますけれども、前のページの金子教育長のあいさつを受けまして、懇談会では、理想的な教育環境について、理想と現状の把握、それから課題の抽出を行い、地域にふさわしい理想の教育環境について意見をかわしていく中で、そこからの適正配置の条件を意見として策定することを目的としたと。ただし、この目的に従って、懇談会の中で具体的な数や特定の学校名を挙げての協議、検討することは行わないものとしたということでございます。

それで、3番の懇談会の経過並びに進め方でございますけれども、こちらも初めに進め方のアンケート調査を全員に行いました。それで、A地区の分科会と同じように、事前にカードをお配りしまして、このテーマを設定して、そのテーマごとに意見を記入していただいたということでございます。

それで、テーマですが、まず1つ目が、理想の学校とはというテーマと、2つ目が、理想の学校と現状とのギャップとはと、3番目が、学校と地域のつながりとはと、4番目が、地域が抱える問題点とはということでございます。

経過については、1回目から5回目までごらんとおりでございます。

4番の適正配置を決めるに当たっての条件ということでございます。

これは、1回目から5回目まで活発な議論が行われてきたわけですが、懇談会を通

じてまとめられた意見は次のとおりであるということで、条件が2つございます。

まず、(1)でございますけれども、子どもたちが安全に安心して通える学校であることということでございます。

牛込B地区は周りを明治通り、外苑東通り、靖国通り、諏訪通りと広い通りで囲まれていると、それから、大久保通り、職安通りで仕切られているということでございます。

さらに、将来的には環状4号線も計画されていますので、子どもたちの通学の心配があるということでもあります。今以上の交通量がふえることが懸念されまして、したがって、学校適正配置を考えるに当たっては、通学及び放課後の時間帯を含めて安全が守られ、子どもたちが安心して学校生活を過ごすことができるように配慮される必要があると。そのためにも通学距離が適当であり、通いやすく通学に無理がないことが必要である。また、地域の人々が子どもたちを見守り、折に触れて協力できるシステムづくりと地域の核としての学校が求められるということでございます。

2つ目が、1学年複数学級及び適当な学級規模を実現することということでございます。

子どもたちにとって、小学校という集団生活の中で個のあり方を学び、社会に適用する力を身につけることの必要性から、またその集団を教える教師の負荷を適当なものとするための理由から、としまして、1学年2クラス以上の複数規模であること、が、1クラス25から30人の規模になっていること、最低でも1クラス20人以上を学校の適正配置を決める前提として十分な検討を行っていくことが求められるということでございます。

5番目の懇談会で出された意見でございますけれども、これが、このテーマごとに出された意見を集約したものでございます。

簡単に申し上げますと、(1)の理想の学校とはということで、第一に、子どもたちが安全に安心して通える学校であることということでございます。

それから、次のページの7行目になりますけれども、第二に各学年とも複数クラス編成になっている学校であることということでございます。

それから、ちょっと下に行きまして、13行目に、意見が括弧書きでくくってありますけれども、1学年2クラスから4クラス規模であること、それから1クラス25から30人の規模になっていること、次に1クラス20人以上になっていることなどの意見が大勢を占めたということでございます。

一方、人数が少ないばかりがいけないように思われているが、そうとも限らないという意見もございました。これは、教師の目が行き届いていることなど小規模校には小規模校のメ

リットがあるとの意見もありました。

それから、3つ下ですけれども、第三に、良好なコミュニケーションが図られている学校であることということでございます。子ども同士はもちろんのこと、教師と保護者、それから学校と地域というような連携がとれている学校、そこら辺に配慮した学校づくりを目指すべきであるということでございます。

それから、(2)の理想の学校と現状のギャップとはということで、第一に、学校選択制の影響であるということをお述べております。

下のほうで、この4ページの下から2行目になりますけれども、学校適正配置を考えるに当たっては、これら学校選択制の現状を十分検証し、的確な児童・生徒数の推移のもとに取り組むべきであるということでございます。

次の5ページですけれども、第二に、学校運営面での問題点であると。

教師が子どもたちに向き合える時間をふやすために、教職員の研修のあり方を検討、それから事務量の精選、教職員の増員等で多忙感を解消してはどうかなどの意見が出されたということでございます。

(3)の学校と地域とのつながりとはということで、この項目で4行目になりますけれども、地域は協力する意思があっても、学校が発信しないとできないことが多いと。町会関係者の方からもこのような意見が出ました。学校から協力要請がないとわからないんだというような意見が出ました。

それから、周辺町会の方々や育成会による子どもたちへの働きかけを積極的に行うと。豆まきとかお祭りとかスポーツ大会とかパトロールなど、ここら辺なども意見として挙げられました。

また、学区域の問題に触れ、学区域と特別出張所との区域割が一致しないことに疑問の声、それから、学校選択制により地域とのつながりが希薄になったとなどの意見も挙がりました。

学校適正配置を進めるに当たっては、地域コミュニティを意識した学校づくりに留意すべきことを再度強調したいということでございます。

(4)地域が抱える問題点とはということで、この牛込B地区でございますけれども、何よりも少子高齢化が進み、地域全体に活力が見られないことが挙げられるということでございます。

それで、下のほうになりますけれども、PTAと町会、自治会の間で相互にかかわりが持ちにくくなっているということでございます。

それから、その他の意見としまして、家庭環境の影響から子どもの生活が乱れる等が多く気になる。再開発などで、新宿区の場合、マンションが建っても高額なために子どもさんが余り増えないという現状があるということ意見を言われました。

結果、学校適正配置に当たっては、これらの課題の対応を踏まえた取り組みを望みたいということでございます。

牛込B地区は、構成員が15名、学校長のオブザーバー1名で、16名で検討いたしました。

以上で報告を終わります。

熊谷委員長 それでは、引き続き、報告6について、中央図書館長、お願いをいたします。

中央図書館長 中央図書館長です。

それでは、第二次新宿区子ども読書活動推進計画、素案のパブリック・コメント実施結果について御報告申し上げます。

去る11月2日に東京都教育委員会におきまして、素案について御報告させていただきました。

それに伴いまして、11月15日から12月5日まで意見募集を行った結果でございます。

提出意見が総数で2件ということございました。ただ、私どもとしては周知方法、2番にありますように、ホームページ、それから区の広報、それから各施設での資料配布、それと区立小・中学校の校長あてに周知を行ったところでございます。

提出意見につきましては2件、章立て別に申し上げますと、3番の読書活動推進のための具体的な取り組みで2件でございます。

次に、裏面でございますが、主な意見と回答ということでございます。

1つ目の御意見は、子どもにNDC、これにつきましては下に注書きがございますが、図書資料の分類方法、日本十進分類法の略でございます、これを学校図書館を通じて周知させるべきだと思います。図書に対する認識を高め、理解をすることによる利便性を訴えることが肝要です。現在教員のNDCの理解が低いと思います。

これに対しまして、考え方でございますが、学校図書館においても、このような分類は行われております。それに従って図書の配置を行うと。今後も教職員を初め、児童・生徒にもNDCについての理解をより一層深めていきたい。

それから、区立図書館におきましては、図書館見学の際に図書館の使い方とともにNDC番号、それから図書の配置、これらについて説明し、児童・生徒に理解してもらうように、現在も行ってありますが、より一層努めてまいります。

2 番目としましては、現在当校の図書スタッフの方は月 2 回しか派遣されていません。せめて週 1 回、できれば週二、三回来ていただけるとありがたいです。

また、単学級の本校は、図書担当は私 1 人、研究主任や国語担当もしており、とても手が回りません。大規模校に手厚くするのではなく、単学級校にこそ手厚い配慮をお願いしたいです。

こういう御意見が学校のほうからいただきました。これにつきましては、司書の資格を持つ図書館スタッフの配置については、各学校で日数等を決めているため、学校によって配置の状況は異なっているということでございます。

それから、区立図書館におきましては、21年度から司書の派遣を新規事業として計画しており、派遣の方法も含め、今後検討してまいりたいと考えています。

次に、参考としまして、第二次新宿区子ども読書活動推進計画の最終案をお手元のほうに配付しております。これにつきましては、まず素案との相違について御報告したいと思います。

まず、今回の全体計画につきましては、このページ数で申し上げますと、46ページ、47ページ、こちらのほうに施策体系が載っておりますが、これについては、素案におきましては、現在の現行の所管課において記載されておりましたが、今回最終案としまして、4月1日、20年度からの所管課に記載を変えております。

それから、数値目標の達成結果の分析でございますが、これにつきましては、3ページをござんいただけますでしょうか。

それぞれ区立図書館の子どもの利用登録率、それから4ページ以降に区立図書館における年間貸出冊数の増加、それから区立小・中学校の児童・生徒の不読者率、それと6ページ、7ページに区立小・中学校における朝の読書等の実施率、区立学校図書館図書標準の充足率がございます。これらにつきましては、素案においては、19年8月のデータでございましたが、今回20年1月のデータとさせていただきます。

その結果、5ページのほうでございますが、不読者率、こちらについてはおおむね目標値に達したと言える結果を得ることができました。

その次に、新たな数値目標の評価につきまして、20ページでございます。

20ページに数値目標の設定としまして、平成23年度を目途ということでございましたが、今回第一次の計画における数値目標の達成時期が19年度ということで、20年3月末という数値目標を設定したことによりまして、なかなか分析等におきまして齟齬といいましょうか、3月の末を待たなければ計画として最終案にならないということもございましたので、今回

23年度ではなくて、23年1月ということで、数値目標の達成時期を定めさせていただきました。

それから、素案におきましては、事業としておりませんでした。追加した事業がございます。こちらにつきましては、26ページをごらんいただきたいと思います。

26ページのほうで、誕生祝品の支給となっております。19年度末の現況としましては、誕生祝品として13種類の品目を用意して選択し、品物を贈っていた状況でございますが、これについては、これを図書カードに一本化し、絵本のガイドブックとともにお子様が誕生した家庭に配布するという事で事業を新しく展開するものでございます。

それから、次に、資料編でございます。

資料編の2でございますが、資料編の11ページをごらんいただきたいと思います。

従来素案の段階では、18年度の調査結果として、児童・生徒の読書の状況及び学校における読書活動等に関する調査をお示ししておりましたが、これにつきましては、最新版であります19年度版に変更させていただいたものでございます。

また、いまだに最終案とさせていただいている状況でございますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、20年3月を数値目標の最終目標としておりますので、それをもちまして、改めて御報告申し上げたいということが1点、それともう一点は、21ページのほうをごらんいただきたいと思います。

こちらのほうで、国及び東京都の動向とございます。これにつきましては、21ページの下の方に、国及び東京都につきましては、19年度内にそれぞれ基本的な計画または推進計画の改定作業を進めていますと、それぞれの計画が公表された時点で、本計画に反映しますとなっております。

これにつきましては、国のほうの基本的な計画案が20年の2月に公表されております。2月22日から28日にかけてパブコメということで公表されておりますので、その最終的な姿を確認した上で、こちらについても、この計画に反映させてまいりたいと考えております。

今後のスケジュールでございますが、これに伴いまして、3月末の数値確認、それと国及び東京都の動向、これを確認した上で、4月以降、また改めて教育委員会のほうに御報告し、最終計画とさせていただきたいと思います。

今現在は5月5日を目途に新宿区のホームページ、それから改めて冊子とポスター、これを作成して子ども読書活動推進計画についての周知活動を行う予定でおります。

以上でございます。

熊谷委員長 それでは、引き続いて報告7及び8について、教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 まず最初に、新宿区文化財保護審議会への諮問についてでございます。

対象物件でございますけれども、史跡坪内逍遥旧居でございます。文芸協会演劇研究所跡でございます。

所在地でございますけれども、余丁町114番地でございます。

諮問理由でございますけれども、この坪内逍遥旧居につきましては、昭和27年11月3日に東京都の指定文化財に指定されました。これが指定されてから説明板とか立てられていたけれども、平成20年2月21日に指定解除が決定いたしました。これは東京都が指定基準の見直しをする中で、旧跡のうち指定した場所に指定文化財に関する歴史的痕跡が残っているものを旧跡として、それ以外のものは、市区町村で指定等の対応ができる場合に指定を解除するという方針に基づいて行われたものでございます。

新宿区ではこれまでに夏目漱石とか小泉八雲とか尾崎紅葉など区内に居住して活躍した重要な文学者の旧居跡を新宿区の指定文化財に指定してきました。そういう意味では、坪内逍遥の旧居については、敷地内に文芸協会、これは日本近代演劇史上重要な役割を果たしているわけでございますが、文芸協会演劇研究所が開設された地でもありますし、区の歴史を理解する上で非常に重要な場だと考えられております。新宿区文化財の保護審議会に、そのために区指定文化財の指定について諮問するわけでございます。

以上、報告7でございます。

次、報告8でございますけれども、史跡江戸城外堀跡保存管理計画報告書についてでございます。

お手元の資料をもとにして説明させていただきます。

史跡の江戸城外堀跡でございますけれども、国指定されたのが昭和31年3月26日でございます。

所在地は新宿区、千代田区、港区に分かれてございます。

面積は約38ヘクタール、新宿区が27%、千代田区が66%、港区が7%でございますして、新宿区の分は10.26ヘクタールになります。

ただこれは土地の所有ということではなくて、新宿区、千代田区、港区のエリアにというふうな考え方でございます。土地の所有につきましては、さまざま分かれておりまして、財務省、総務省、国交省、東京都、千代田区、新宿区、JR、東京メトロ、民有地とこんなふう

うにさまざま分かれていまして、権利を持っているところでございます。

その下でございます。

1、策定の経緯と経過でございます。

史跡の江戸城外堀跡につきましては、3区にまたがる国指定の史跡で、平成18年8月2日付で3区で締結した計画策定に関する協定書に基づきまして、関係の各社の9名の委員で構成する史跡江戸城外堀跡保存管理計画策定委員会、以下策定委員会と言いますけれども、組織しまして、保存・活用・整備のあり方等について検討・協議を行いました。

検討会の下には、行政職員の入った作業部会も設置してございます。

その後、平成20年2月27日に策定委員会におきまして、3区に対して史跡江戸城外堀跡保存管理計画報告書が提出されて現在に至っているわけでございます。

各区の分担金もそれぞれございます。

2番目で、史跡の概要でございますけれども、江戸城は慶長9年から寛永13年にわたって、幕府が全国の大名を動員して完成させた近世最大の城郭である。

これについて別紙1についています表をごらんください。色刷りになっていまして、千代田区と新宿区のちょうど間にあります肌色の部分が今回の史跡江戸城外堀跡でございます。

江戸城外堀については、その外周をらせん状にめぐる約14キロの堀であります。その多くが近代以降に改変され、旧態を残すのは史跡に指定された牛込門から赤坂門までの約4キロの区間になっているわけでございます。

3番目の史跡の特性と目標でございます。

近世における歴史的特性でございますが、史跡部分の外堀は、寛永13年に江戸城西側の守りを固めるためにつくられた防御施設で、城門である見附と水堀によって構成される。この工事では、同時に牛込から四谷地域の町割が再編されて今日につながる都市の骨格がつけられております。

また、外堀は谷地形を巧みに利用しているため、湧水、雨水、そして玉川上水の余水を受け入れる水系ネットワークの一部を担っております。

次、近代化における歴史的特性でございますけれども、現在の外堀につきましては、鉄道、道路等、都市の重要な社会基盤が設けられております。この中には、明治27年に敷設された甲武鉄道、これは現在のJRでございます、震災復興橋、これは現在の四谷新見附橋でございますけれども、近代の歴史遺産が含まれてございます。これらは東京の近代化の過程を示すもので、外堀の歴史的な重層性を示しているものでございます。

裏でございます。

都市に残された大規模な緑地と水辺でございますが、外堀から望む風景は江戸時代以来景勝とされてきて、そしてその近代化の中でもその風致・眺望の保存が提唱され、その一部は公園化されているところでございます。

現在もさらに桜の名所として人々に親しまれているところでございます。

このような特性を踏まえまして、この2点、外堀の顕在化、それから歴史と自然が調和した風致という目標を定めて、江戸城外堀完成400年、これが2036年に当たるわけでございますけれども、おおむね20年先において外堀の規模を体感することができる歴史的環境の保存を目指した目標像を示したものでございます。

これが別紙2でございます。

別紙2のところ、特にその真田濠の3分の1、上のところまでがずっと線を真ん中に、川沿いに引きまして、下が千代田区、上が新宿区のエリアとなっております。

四谷門のところ、四谷駅があると、こんな形になってございます。門が5つございます。牛込門から赤坂門がありますけれども、門自体はすべて千代田区のものでございます。こんなふうになってございます。

次に、もとに戻りまして、4番の史跡の整備・活用の方針でございます。

では、この史跡についてはどんな整備・活用の方針を持つのかということでございますけれども、これが5つございます。

1番目が、現存遺構の維持管理により顕在化を図り、遺構が良好に残る見附周辺については調査に基づいて整備の具体化を図っていく。

2番目が、史跡内の重要な地点には解説板や展示室を設置して、江戸城の全体像を把握できるよう活用を図る。

3番目が、史跡整備・活用に当たっては、まちづくりなども含めて広い視点から実施する。

4番目が、江戸城跡の一部としての江戸城外堀跡を示す。

5番目が、都市江戸にかかわる文化財の総合的な保存・活用の計画とすると。

この整備・活用の方針につきましては、文化財保護の視点を示したもので、今後の史跡の整備、史跡周辺のまちづくりや景観計画の中で生かされるよう整備を図っていくものでございます。

また、史跡の範囲が都市機能の重要な部分を担っている点や、さまざまな経緯で土地利用がなされている点などがあり、所有者や関係部局の理解や協力を得ていく必要がある。

ちなみに、ここにあるのは、JRの線路はもちろんでございますけれども、変電設備だとか、テニスコート、釣り堀等がございます。

次、5番、今後の予定でございますけれども、平成20年3月に、今月でございますけれども、きょう報告する報告書をもとにしまして、3区がこれをそっくりそのまま史跡江戸城外堀跡保存管理計画書として決定していきます。

次、20年度4月になりましてから、文化庁へ3区連名で史跡江戸城外堀跡保存管理計画書を提出して、区民等に周知していくわけでございます。

5月になりましてから、3区による調整連絡会議を設置しまして、今後の進め方や役割を協議いたします。

この計画書そのものは方向性を示したもので、具体的なものについては書いてございませんので、この史跡の整備・活用の方針等を具体化していくには、この5月に設置される3区の調整連絡会議がこれからやっていくわけでございます。

この下には、保存管理計画とか現状変更とかの意味が書いてございますので、後でお読みください。

以上でございます。

熊谷委員長 説明が終わりました。

まず、報告1について、児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度運用状況報告について、御質疑のある方、お願いをしたいと思います。

白井委員、お願いをいたします。

白井委員 御報告のありました5校、これは全部新宿区内ということで、ほかの学校はかわってなかったんでしょうか。

熊谷委員長 指導課長、お願いします。

教育指導課長 ほかの学校というのは、ほかの区の学校ということだと、実は、他の区では2区かかわっていたということがわかりました。

白井委員 それとですね、これ先ほどだとやはり学校が、一つの学校ではなくて、いろんな学校にまたがっているということは、塾の帰りという御報告でしたけれども、塾との関係では何か協議なり、対策とか申し入れはしているんでしょうか。

教育指導課長 特に教育委員会とはしておりません。ただ、直接学校が塾に対して何か申し入れるということはありませんけれども、やはり塾というものが大きな一つのきっかけになっているということですので、主に保護者に対して十分な注意を促すということ、それとあ

と、関係各学校が集まって、これは単なる保護者とお子さんだけの問題では済まされない問題もございますので、十分見守っていかねばいけないということでの学校でも指導はいたしました。そういったことがございます。

白井委員 そうしますと、これは、塾のほうは、この件については把握しているかどうかという点についてはどうでしょうか。

教育指導課長 今回の件は、特に学校から塾に対して連絡を入れたということがございませんので、どの程度理解をしているかわかりません。ただし、恐らく想定されることとすると、今回これだけの件になりましたので、保護者を通して何らかの形で塾に連絡が行っているものとは思われます。

以上でございます。

白井委員 今回が初めてじゃなくて、その前に、実は継続的になされていたということがわかったということなんですが、こういう情報っていうのは、学校側は余り情報として察知していなかったんでしょうか。

教育指導課長 今回この事案につきましては、11月の段階からある学校において継続的に行われ出したということがわかったわけではありますが、本当にそこがとても残念なことでありまして、学校でも一切わからなかったわけでありまして、

実は、それは、当初は塾ではなく学校の中で友達同士示し合わせていることがありまして、そして、その後数校にまたがって広がっていったというのが、塾が関係していたということであるわけでありまして、

ただし、学校の中でも全くわからなかったわけでありまして、

なお、家庭においても、実は今回のこのけがをされたということがあって初めてそういうことがあったのだということがわかって、一切大人にはわからなかったわけでございます。

以上でございます。

白井委員 ちょっと今回の事件の部分でいうと、学校が5校にまたがっているということと関係した数、児童の数が多いということで、やはりホームレスに対する学校、家庭の教育というものについてちょっと疑問を持っているんですけども、ホームレスというのは家がないという状態になっている人の話で、ホームレスの人格とか人間性とかには関係がないという部分のところをもうちょっと子どもにわかるような形でその話、単に人権とかそういうような思いやりとかというよりも、まずそのホームレスという状態にはいろんな、ホームレスになった経過があるわけで、ただ、それを本当に家がないという状態だけでその人間性と関

係ないというようなことを学校の先生も含めてもう一度、既に言っていると思いますが生徒の方にお話ししていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

熊谷委員長 ほかに何か御質問ございますか。

これ一つだけよろしいですか。これ本人外収集はこれまであったかもしれませんが、外部提供は初めてのようですが、それぞれ本人外収集及び外部提供に利用した保有個人情報の記録の媒体はすべて文書でもフィルムでも電磁的媒体でもなくて、その他になっていますけれども、このその他というのは何になるんでしょう。口頭という意味ですか。

教育指導課長 そのとおりでございます。直接、今回の場合には、電話での連絡ということでもございました。

以上でございます。

熊谷委員長 これ、口頭ということは、後に何も残らないですよ。つまり、文書に残すか、フィルムに残すなり、フィルムはビデオも含めるんでしょうけれども、それから電磁的媒体というのは録音テープとか、あるいは電磁的な記録なんだろうけれども、このその他ってというのは記録になるんですか。ちょっとよくわからないですね。口頭でああ言った、こう言ったというのは、どこでどうなっているんでしょうか。つまり、実際には記録には残っていないということなんですか。それちょっとよくわからないです。

教育指導課長 ここで、資料の中で、委員長御指摘のところはこの本日の資料の中の、例えば1枚目ですと真ん中のところだと思います。あくまでもこの直接個人情報を伝えた、その媒体という意味合いでは確かに電話ということではありますが、しかし、もちろん伝えたという事実につきましては、教育委員会に必ずもちろん報告がありまして、私どものほうは紙での記録を残してございます。

あくまでもこれは伝えたときの媒体ということでお示したところでございます。

以上でございます。

熊谷委員長 木島委員、お願いいたします。

木島委員 警察も警察で当然いわゆる調べなきゃいけないわけですけども、そうすると、その結果は、何ていうんですかね、学習塾ということなので、その警察から学習塾のほうへの注意というか、そういうものがあつたかどうかとか、そういうことも全然こちらには返事がないんですか。

教育指導課長 いわゆる個人情報の連絡としてはほかにありませんけれども、この事案としては、絶えず学警連で連絡をしております。私どものほうで聞いておりますのは、あくまで

もそのきっかけとなった場所は、子ども同士が知り合いになりましたのは、これは塾というものであったかもしれませんが、塾自体に何かがあったということではありませんので、警察としては、やはり各児童・生徒、そして保護者に対する指導をするということで、警察に呼んだということでございます。

以上でございます。

木島委員 かしながら、よく子どもたちが、例えば、そこら辺のいわゆる店とかそういうところの前で集まっているいろいろ相談をして何々をするという、そういうところの場所の経営者なんかには注意をしたり何かすることありますよね、また連絡しろとか。ですから、当然子どもたちが共通して集まった塾であれば、その塾の先生にそういうような注意をしてほしいとか、そういう注意があってもしかるべきだと思っただけでも、そういうことはなかったんですか。

教育指導課長 あくまでも子どもたち知り合った場所は塾でございますけれども、塾自体は子どもたち、一生懸命行って勉強しておりまして、そしてそれが終わった後、すぐに家に帰ることなくそういう事案に及んでいたということでございますので、やはりこれは全く責任がないのかということそれはちょっとわからないところではございますけれども、より責任の重大さを感じなければいけないのは、やはり勉強の居場所という点では一定程度の塾は意味合いがあるわけでありまして、塾が終わったら、夜の遅いことでも、9時過ぎということもありますので、すぐに家に帰るといようなやはり家庭教育というものが大きな役割を果たさざるを得ないのではないかと考えております。

そういう点では、学校も、また警察のほうも、家庭に対する指導というものを強めたということは聞いてございます。

以上でございます。

木島委員 学校も地域もということですから、その地域ということを考えれば、塾だって地域なんですから、地域全体がやっぱり協力しなければいけないとなれば、当然の話勉強だけで済んで帰ったから、帰ってその通りでもって相談したということは成り立たないわけですから、当然関連のある地域全体のそういう子どもたちが集まる場所、そういうところには注意をして当然だと思っただけです。そういう意味では、当然学校だとか親だとか、それはもちろんの話ですけれども、そういうその少年たちが共同して集まる場所としての塾、そういうところへの注意というか協力ですよ、それはあってしかるべきだと思っただけでも、その点についてやっぱりきちんと聞いておいたほうがよろしいかと思っております。

熊谷委員長 ほかに。

白井委員、お願いいたします。

白井委員 外部提供する場合の先ほどのガイドラインの確認なんですけれども、先ほど課長のほうからも御指摘ありましたけれども、これは警察へ情報提供する場合には本人の同意、保護者の同意か、あと指導課長の同意ということですか、このガイドラインの中の裏の抜粋のところの(2)の のオで、その他校長が警察へ連絡することが特に必要と判断する問題行動の事案というふうに書いてありますよね。これは、校長が判断するけれども、それを警察に提供するかどうかというものに関しては、本人または保護者の同意か、教育指導課長の同意が必要と解釈しなければいけないということによろしいでしょうか。

教育指導課長 御指摘のとおりでございます、そのようにガイドラインには定めているところでございます。

白井委員 校長先生が誤解して行動してしまったというのは、やはりこのガイドラインがなかなか徹底されていないということですか。

教育指導課長 恐らく御指摘のとおりだと思います。やはり、これは形骸化することがないように、定期的にガイドラインについては説明していかなくちゃいけないわけございまして、昨年の4月の段階でも、4月、5月の段階でも校長会・副校長会、生活指導主任研修会等々でもこの指導を徹底してきたわけなんです、やはりどうしても今までは受けるほうでしたので、受けて終わりであったわけですが、今回初めて発信するという段になりまして、やはりこの読み方に甘さがあったのではないかと思ひまして、先ほど申し上げましたとおり、やはり再度徹底を図ったというところでございます。

白井委員 それについて一言申し上げておきたいのが、警察のほうの現場の対応でやりたいことと、それと国会でも問題になったので御存じかと思うんですけれども、やはり虞犯少年というか、犯罪を犯すおそれがあるというようなことだけで情報収集を提供していいかどうかとかということで、国会でも問題には付されているんですけれども、警察のほうは一応そういうのができる形で今まで運用されてきたということで、ちょっと昨年度問題になったりしているんですね。そういう意味でも、特に小学生がこういう事件にもなっているということなんで、その辺もう一度徹底していただければと思います。

教育長 今の件に関して、指導課長に校長が伝えるというふうにしたのは、教育委員会もかわるという趣旨で決めていますので、今のお話を十分受けとめて、必要ならば、臨時教育委員会開くまでのことというのは余りないかもしれませんが、それだけのチェック

をしますということで、今回ガイドラインを個人情報保護審議会に了解いただいたという経過がございます。

熊谷委員長 よろしいでしょうか。

白井委員 わかりました。

熊谷委員長 それでは、今回の児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度運用状況についての報告については、御報告をお受けして、事案の件については、また別途十分にこれから今後とも御検討していくべきだと思いますので、本日のところは運用状況について御報告をお受けしたということにさせていただきたいと思います。

引き続いて、2番目の確かな学力の育成に関する意識調査の中間報告について何か御質問がございますでしょうか。

教育指導課長 委員長、すみません、訂正を1つお願いいたします。

申しわけありません。先ほどごらんいただきましたこの報告書の中で、2ページ目から3ページ目にかけて、実は凡例の色が、例えば、5ページもですか、一番右側のところが全くあてはまらないというのが黒くなっているんでございます。例えば、2ページ目から3ページ目のところにかけて、一番左に黒っぽいのが来ているのがお気づきになったかと思えます。ちょっと凡例の色が間違っておりましたので、後日再度訂正をさせていただきまして、再度お手元に届けさせていただきます。申しわけありませんでした。

熊谷委員長 何か、今の間違いについてはコメントいただいて、ほかに何か御質問ございましたら。

よろしいですか。一応中間報告ですので、先ほどの御説明のとおり、最終的に取りまとまったらきちっと御報告をお受けするということですので、それでは次に参ります。

報告の3、新宿子どもほっとラインについて、何か御質問がございますでしょうか。

白井委員、お願いいたします。

白井委員 委託先のNPO法人の概要というか、資格者、相談者の資格とかこれまでの実績とか、そういう部分の何かありましたら教えてください。

熊谷委員長 よろしいですか。

指導課長、お願いします。

教育指導課長 このNPO法人でございますけれども、新宿区内にありますいわゆるカウンセリング協会に属している一つの団体でありまして、家族カウンセリングを主に、家族に限らず幅広いカウンセリング活動を展開しているということでございます。

いわゆる臨床心理士等の資格を持っている者が集まっているというように確認をさせていただきます。

以上でございます。

熊谷委員長 実績は。今お手元に資料がないということ。では、いずれまた、いずれその機会に。

ほかによろしいでしょうか。

白井委員、お願いいたします。

白井委員 それと、運用実績に手紙相談、12月ってかなり多いですね。これはどういうふうに、どういう形に解釈すればよろしいのでしょうか。

教育指導課長 御指摘いただきました点ですが、12月に時間が変わるということで、区内の1万人近い幼児・児童・生徒さん全員にレターセットを配ったということでありまして、それほど反響がないかと思っただらば、これだけの、53件が一気に手紙が届いたということでございます。

ただし、実際には電話の場合には生々しい直接の内容を伝えてきて、例えば直接動いてほしいというようなものもございますけれども、やはり手紙の場合は、まずはとにかくこんなことがあるんだという一報のようなものが基本的にほとんどでありまして、そして、手紙のところに返答をしてほしいかどうかという、例えば電話をしたときに保護者が出ると嫌だとかいう事態もございますので、それは電話でいいのか、手紙でいいのか、そんなこともチェックする欄をつけておきまして、そして、例えば手紙がいいといったところには手紙を書いてお送りすると。

やはり、まずは手紙の場合にはすぐに動くということはありませんので、何か困ったら電話をしてきてごらんとか、これだったら担任の先生に話したらどうだとか、そんなようなアドバイスをすることがまずは仕事になったところでございます。

いずれにいたしましても、今回思わぬ、そのレターセットが、一気にこれだけ来ましたので、やはりこれも一定程度大きな役割を果たすものだなという認識を新たにしているところでございます。

熊谷委員長 ほかによろしいですか。

これはほっとラインのそういう対応のガイドラインみたいなのはあるんですか。

教育指導課長 ありがとうございます。ガイドラインではありませんけれども、本日のこの資料に、2枚おめくりいただきますと3枚目のところ、これが個人情報保護審議会に出した

ペーパーでございまして、そして、一番最後の特記事項というところに、今回仕様書の中にこれだけは個人情報を守りなさいというそんな形でつけたものがございます。これは新宿区の個人情報に関する規定に基づいてつくったものでございますが、これに従って運用するということを定めておまして、これをもって審議会のほうとしても認めるということになったわけでございます。

以上でございます。

熊谷委員長 ほかにございますか。よろしゅうございますか。

それでは、引き続いて、報告の4、地域協働学校の推進について、コミュニティ・スクールについての報告について、何か御質問、御意見ございますでしょうか。

白井委員 一応このコミュニティ・スクール、地域協働学校の、これに関しては去年も教育委員会で議論していると思うんですけども、推進するかどうかも含めて、とりあえず私としては調査研究、四谷のほうですね、それを検討するというようなところまでは賛成したつもりですが、その以降、21年度以降こうこうというような部分に関してはちょっとそれを拝見させていただいてからというふうに思っています。

というのは、やはり学校現場がやりやすい形になるのがこのコミュニティ・スクールなのかどうかということについてはちょっと疑問を持ってしまして、後で報告書で出ていた牛込地区の適正配置においてA地区の分科会からもいい意見が出ていて、やはり当事者意識の高い学校経営という形を出していますので、やはりそういう形と一致するのかどうかということも含めて20年度やって、検討していただいて、その後新宿としてどうするのかということは、それをもとにしていただきたいなという気がちょっといたしております。

教育長 今回モデル事業をしたのは、新宿区としての一つのスタンダードとしてあり得るのか、あるいはそのスタンダードも地域によって何種類かあるのか、そういうことも含めて、とりあえず四谷でモデルでやってみましょうと。ここで、あえて地域協働学校推進委員会というそのモデル学校とは別につくったのは、ここでモデルでやっているものを、じゃ、どう受けとめていきましょうかということとここで、この推進委員会でやりましょうと。それは、教育委員会に適宜議論の成果を報告等する中で、要は、全部一律でやるというよりは、各学校が地域に応じてどう作り込んでいったらいいのか、その際に新宿区としてのスタンダード、最低こういうのが欲しいねというのか、それとも2つか3つか、いろんなバージョンを、例えばこの中から好きなものを選んでくださいというのか、そういうことも含めてこの推進委員会で作って、かつそれを教育委員会で御審議いただいて、最終的に21年度で運営規則案と

いう形でまとめるかどうかというようなところを議論していただくとなるのかなというふう  
に理解していますけれども。

熊谷委員長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告の5番目、牛込地区学校適正配置に関する意見書について、何か御質問ご  
ざいましたらお願いをいたします。

いかがでしょうか。かなり詳しく説明をしていただいたので、御意見がとおりであれば、  
御質問、御意見、何か御意見おありですか。よろしいですか。

白井委員 大変この懇談会のほう、意見書のほう、すごく理想の教育論から適正配置という  
のをとらえていただいていたので、やはりこれは教育委員会としても参考にさせていただい  
て、事業を進めていきたいというふうに私も思いましたので、一応感想として述べさせてい  
ただきました。

熊谷委員長 木島先生、よろしいですか。

木島委員 当然意見は意見ですから、いいんじゃないでしょうか。

熊谷委員長 ありがとうございます。

それでは、報告の6、第二次新宿区子ども読書活動推進計画素案、パブリック・コメント  
実施結果について、御質問、御意見お願ひしたいと思います。

いかがでしょうか。

木島委員、お願いいたします。

木島委員 これはパブリック・コメントに関して御説明いただいたんですけども、全然別  
個のことでお聞きしたいんですけども、以前いわゆる本なんかを寄附したいという場合に、  
いろんなところへ持っていく、図書館に持っていくとか、そういうことがあったんですけれ  
ども、今もそれをやっているんですか。

中央図書館長 今も寄贈という形で図書館のほうに本をお持ちいただくことございますので、  
私どもの選書の基準に従いまして図書館で配架する場合と、それからまた、場合によっては  
リサイクル図書に回す場合と2点ございます。

熊谷委員長 よろしいですか。

それでは、報告7、新宿区文化財保護審議会への諮問について、御質問、御意見お願ひし  
たいと思います。

特に御質問ないと思いますので、それでは、報告の8、史跡江戸城外堀跡保存管理計画報  
告書について、御質問、御意見お願ひしたいと思います。

これは、江戸城の外堀跡というのは、従来から千代田区と港区と新宿区とそれぞれがかかわっているわけですが、今までこういうふうに3区が共同して何か管理とかそういうことを考えてきたとか、ある程度協力をしたとか、そういう経緯はなかったのでしょうか。

教育政策課長 具体的にはこれが初めてでございます。それぞれが、例えば、新宿の場合四谷小売市場があったり、テニスコートは千代田で持ったり、それぞれ施設がございましたけれども、3区共同でこういうふうに将来展望をつくったのは初めてでございます。

熊谷委員長 意見としては、すごく遅いというか、私はそこを前からおかしかったと思っているんですよ。外堀公園のほうは千代田区で整備して、堀からこっちのほうは、逆側はずっと飯田橋からそれこそ四谷あたりまで新宿区が、桜並木も含めて、全然連携が悪いんですよね。だから、お互いに、説明板についても全然違っていたり、柵なんかも違っていたり、だから、こういう3区で共同してやればすばらしい保存計画ができると思うんですけども。

これはそれぞれの区の教育委員会マターなんですか。

教育政策課長 千代田区では教育委員会事務局のこども・教育部のほうでやっています。港区では、教育委員会の図書・文化財課文化財係、新宿区では生涯学習振興課でやっています。それで、所管はそのとおりでございます。

熊谷委員長 はい。

教育長 区が計画決定するというふうになっています、書いてありますよね、3区が。所管は教育委員会、つまりこの計画に教育委員会はどうか関係するのかが、恐らく4月1日以降補助執行しますよね。それとの絡みをどういうふうに整理するのか、もしわからなければ、次の教育委員会できちっと説明したほうがいいと思います。

教育政策課長 報告書そのものは今御報告しましたけれども、中で、御説明先ほどしました保存管理計画については、計画書としてこれを変えていく必要がございます。計画書としてのそれぞれ3区で別々に決定する必要がございます。ですから、それは今後区長決定を受けるための手続を経るところでございます。具体的には、4月以降につきましては、当然区長部局の生涯学習関係の課で所管するということになります。

教育長 3月に3区が決定するってなっているんだけど、教育委員会と区長部局との関係はどういうふうに。

教育政策課長 教育委員会はもちろん教育長決定を受けますけれども、その上で区長にも決定を受ける。ですから、1つの起案文書で両方の決定を受けるといった形になります。

熊谷委員長 私ちょっと何か変な説明したのは、これは区を越えているので、教育委員会で

はちょっと手に余るような部分もあるので、もちろん3区の区長が十分にリーダーシップとって、それぞれ具体的な管理とかあれば、それぞれの環境土木部とかそういうところでやらない限り、実際に保存管理について何かいい提案はできても、それを実際に実践していくことについては、ちょっと荷が重いと思うので、その辺、御報告いただいたのはよくわかったんですけども、いいことですので、場合によっては東京都とも、そういう区をまたがったような史跡の保存にはそれなりの東京都の文化財とか、あるいは公園とか土木とかそういうところがいろんな意味での指導をもし、協力もしてもらえないかと思うので、その辺は、政策課長のほうからひとつよろしく願いいたします。

教育政策課長 これをつくるに当たりまして、環境土木部、都市計画部さまざまところが全部協力してやってございます。今回できたときも関係部課とさまざま協議してからここに至っていますので、当然この後にも教育委員会ということではなくて、すべての部がかわりながら最終的に区長の決定をもらうということになっています。

それと、都の関係でございますけれども、都の関係は、補助金も都からいただいていますので、そういう意味では、都が全く関係ないわけではなくて、しかも権利関係が非常に複雑でございますので、これは今後できた3区で合同でこれから検討するものにつきましては、当然都も国もかかわるというふうに考えてございます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

教育政策課長 その他で1件、教育環境整備課長から報告がございます。

教育環境整備課長 先ほど木島委員のほうから資料の要求ございました点でございます。

学校適正配置との関連性ができるだけわかるような表ということで、若干平成19年5月現在ということで古い表なんですけど、提示させていただきました。

とりわけ右2つの欄をちょっとごらんいただきたいと思います。ざっと御説明させていただきます。

まず、これ第一次、平成7年度ですけれども、四谷第五小学校ですね、旧四谷第五小学校、こちらが区役所の第二分庁舎とあと地下鉄の資材置き場、そして今現在は吉本興業に平成30年まで貸すというような形になってございます。

その下、3つ飛ばしまして、淀橋第三小学校、こちらにつきましては、10年の定期建物の賃貸借契約、これによりまして芸団協、こちらのほうにお貸ししているということでございます。

1つ飛びまして、淀橋中学校でございますが、こちらにつきましても10年の定期建物賃貸借によりまして、コーチングスタッフという定時制の高校、こちらに貸しているということでございます。

その下の淀橋第二中学校につきましては、これは旧学校施設ということで、体育館部分は西新宿小学校、そして校舎部分につきましては、子ども館あるいは青年教室、こういったものが入っているということでございます。

その下の牛込原町小学校につきましては、こちらは50年の定期借地契約によりまして、老人保健施設あるいは保育園、こういったものが入っているということでございます。

2つ飛びまして、四谷第二中学校でございますが、こちらは校舎、体育館部分、こちらを小倉学園という鍼灸の学校でございますが、こちら20年の定期建物の賃貸借、校庭部分につきましては、開放保健施設ということで、こちらは50年の定期借地契約で貸しているということでございます。

2つ飛びまして、東戸山中学校につきましては、本日御報告させていただいたものと、2つ飛びまして、四谷第三小学校につきましても本日御説明させていただきました。

一番下の四谷第四小学校につきましては、四谷ひろば、予定となっておりますけれども、これは20年から四谷ひろばとして開園する。

それで、裏面に参りまして、小規模化による閉校ということで、淀橋第二小学校につきましては、これは土地の信託事業でお貸ししているということでございます。

それで、現在進めております第七次の西戸山につきましては、西戸山第二中学校跡地については現在未定ということで、先ほどございました売却ということではございませんけれども、ある意味ではお貸しするような形で十分有効活用を図っているというふうに御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

教育政策課長 教育指導課長からNPOについて報告がございます。

教育指導課長 先ほど白井委員のほうからNPOの実績についてということでお話ありましたので、このNPO法人、家族カウンセリングセンターでございますけれども、東京都新宿区上落合にカウンセリング室を持ってございます。

主な活動分野でございますけれども、子ども、教育、健康、医療でございますして、新宿区を中心に都内23区全般及び関東地域一円のカウンセリングを行うということ。

活動日が毎週火、水、木、金、土、日、祝日となっております。

主な活動でございますけれども、主に5点ございまして、不登校及び引きこもりとその親御さんのカウンセリング及び当事者に対するライフトレーニング、いわゆる社会復帰活動でございます。

2点目が、高齢者の心のいやしを目的とするカウンセリング。

3点目が、女性が健全な家庭生活を送るためのカウンセリング。

4点目が、不定期ではありますが、当事者の御家族及び関係者のいわゆる集いの開催、ふれあいの会と呼んでいるわけでございます。回数はどのくらいやっているかというのは、申しわけございません。わかりません。

そして、最後にカウンセラー教育講座の開催ということで、現在会員数が30名おりまして、もちろんいわゆるカウンセラーもおりますし、大学教授のような方も入っているということでございます。

本日はこの程度しかわからず申しわけございませんでした。

熊谷委員長 ありがとうございます。

今のその他で2点の御報告ありましたけれども、それぞれ木島委員と白井委員からの御要望にお答えした報告ですが、何か御質問、御意見ございますでしょうか。

白井委員 別な形で質問よろしいですか。

熊谷委員長 どうぞ。

白井委員 前回の生涯学習課が区長部局に移管に伴って附則の改正のときに、地域家庭教育係という新しい係で、学校・家庭・地域の連携とかの旧16条のものが、ここを分けて新しく新設されたということになりましたけれども、1つわからないのは、公共の子ども広場は生涯学習課が管理するという形になるんですか。

教育政策課長 その広場は、子ども家庭部の子どもサービス課で所管することになります。

白井委員 そうすると、その次を聞きたいんですけども、実際には学校の施設で、実際にはその児童がそこで遊ぶということで、学校の先生も実際には校舎内にはいるということなんで、その辺の連携は4月以降どういうふうになるのかだけ。

教育政策課長 企画政策課の中に先ほど委員がおっしゃった地域家庭教育係という係ができますので、そこで所管することになりますが、今までは運営委員会の中に教育政策課の私が座長になってやっていたけれども、今度はひっくり返して子ども家庭部の子どもサービス課長が座長になって、私が入るという形になります。

具体的には、そこで連携をとれるということになります。

白井委員　そういう体制になれば、教育委員会の中に政策課長からフィードバックがいくという体制になったということですね。ありがとうございます。

熊谷委員長　ほかにいかがでしょうか。

木島委員、お願いいたします。

木島委員　子どもほっとラインで実際にいじめとかそういうものに関する電話が何本あったかというようなことは、実数的には報告されているんですか。

教育指導課長　例えば、平成19年度に入ってからで申し上げますと、具体的に直接動くというんでしょうか、いじめで教育委員会に動いてほしいと言ってきた件が10件でございます。

そのうち7件については、いわゆる一定程度の効果があっておさまったと。完全におさまったと言えるかどうかわかりませんが、当事者、訴えてきた方にとってもおさまりましたということでありまして、3件につきましては、今現在継続中で対応しているといったものがございます。

あとほかのものは大半がいじめでございますけれども、ただ、いわゆる相談で聞いてほしいというものが大半でございます。

木島委員　この間の各中学校の話し合いの場で、あなた方がもしいじめられたら、先生に相談しますかという質問したときに、とんでもないという答えがみんなの答えでしたよね。そんなことしたらもうそれこそ大問題になっちゃうから嫌だと。ということは、こういうほっとラインぐらいしかないのかな。実際教育委員会に直接電話してもいいものなのに、子どもたちにすると、教育委員会は何かこう先生方の親玉みたいなもののように思われているんじゃないかというような感じもあるので、やっぱりそういうこととは関係なく気楽にというようなことをもう少しPRして、気楽に電話させるようにしないと、せっかくつくったものが無駄になっちゃうという感じもしますし、そこら辺のところをよろしくお願いしたい。

熊谷委員長　いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、報告事項は以上で終了といたします。

閉　　会

熊谷委員長　本日の教育委員会は以上で閉会といたします。ありがとうございました。

午後　4時45分閉会